

期日報告書⑧

平成28年4月27日

函館市 御中

さくら共同法律事務所
弁護士 河合 弘之
外12名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号 大間
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

記

- 1 期日 平成28年4月20日（水曜日）午後3時00分
東京地方裁判所103号法廷
第8回口頭弁論期日
- 2 出席者 当方：弁護士13名
相手方（被告ら）：各代理人弁護士ら 出席
- 3 今回の訴訟活動
当 方：平成28年4月20日付け準備書面（14）陳述
平成28年4月20日付け準備書面（15）陳述
平成28年4月20日付け準備書面（16）陳述
甲A20号証～甲A26号証 提出
甲B1号証～甲B9号証 提出
甲D32号証～甲D43号証 提出
平成28年4月20日付け証拠説明書（5）提出
平成28年4月20日付け証拠説明書（6）提出

平成28年4月20日付け証拠説明書(7)提出

相手方(被告国):特になし

相手方(被告電源開発):特になし

4 期日の経過

まず,裁判体の変更があったため,弁論の更新手続きを行いました。

その後,原告代理人井戸弁護士が,当方提出の準備書面(16)をもとに,裁判所が判断するにあたり,最近の原子力裁判所の差し止めに関して判断された大津地裁決定に学び,宮崎支部決定を他山の石としていただきたいと,その決定文のポイントについて説明を行いました。

最後に裁判所は,今後の口頭弁論期日を指定し,今後の審理方針については,進行協議期日の場で議論したいと述べて,本期日は終了しました。

5 今後の期日

日時 平成28年7月14日(木曜日)午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第9回口頭弁論期日

日時 平成28年10月18日(火曜日)午後3時00分開始

場所 東京地方裁判所103号法廷

第10回口頭弁論期日

以上